

第8章

歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

第 8 章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、滋賀県や本市の文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、当該条例に基づき維持・管理を行う。また、それ以外の建造物について、建造物の特性や価値に基づいて適正に維持・管理を行う。歴史的風致形成建造物の維持・管理は、それぞれの建造物の価値に基づいて所有者（管理者）が適正に維持と管理に努めるとともに、歴史まちづくり法第 15 条第 1 項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転または除却に係る市長への届出および勧告などの規定を活用し、適正な維持・管理を図る。

また、維持・管理を行ううえで、修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴などの調査・記録を行ったうえで、往時の姿に修復・復原することを基本とする。歴史的風致形成建造物では、歴史的風致維持向上のため、積極的な公開・活用を推進し、周知に努めるものとする。

2 個別事項

（1）県・市指定文化財

滋賀県文化財保護条例に基づく滋賀県指定有形文化財および彦根市文化財保護条例に基づく彦根市指定有形文化財については、各条例に基づく現状変更などの許可制度により保護を図る。これらの建造物の維持・管理は、建造物の特性や価値に基づいて適正に行うとともに、維持・管理もしくは公開活用のため保存修理を行う場合は、歴史資料や古写真などの調査に基づく修復・復原を基本とする。

また、文化財の保護のために必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行うこととする。特に、民間所有の建造物については、補助制度などを活用して所有者などの負担軽減に努めるとともに、関連する審議会、専門の有識者などによる必要な技術的指導助言を踏まえ実施するものとする。

（2）国登録有形文化財

文化財保護法に基づく登録有形文化財については、現状変更の届出制度が規定されており、歴史的風致の維持および向上の観点から、建造物の外観の維持および保存を基本とし、形状を変更する部分の面積が外観の通常望見できる範囲の 4 分の 1 以下の維持を目的とした行為や価値を損なわない内部の改造は届出不要とする。

（3）景観重要建造物

彦根市景観条例により指定した景観重要建造物については、周辺の景観の先導となる建造物として外観の維持および保全を基本とし、景観法に基づく現状変更の許可制度により保護を図る。

(4) その他保全の措置が必要な建造物

その他保全の措置が必要な建造物については、歴史的風致の維持および向上の観点から、建造物の外観の維持および保存を基本とし、外部の小規模な改変や内部の改造は可能とする。

歴史的風致形成建造物の維持・管理の方針

歴史的風致形成建造物		維持・管理の指針
県・市指定文化財	➡	外部及び内部の現状維持
国登録有形文化財	➡	主に外観の維持及び保存
景観重要建造物	➡	外観の維持及び保全
その他保全の措置が必要な建造物	➡	外観の維持及び保存

3 届出不要の行為

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号および同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届出が不要な行為については、以下の場合とする。

- ① 滋賀県文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づく県指定文化財については、第 17 条第 1 項の規定に基づく現状変更などの許可申請および同条例第 18 条に基づく修理の届出を行った場合。
- ② 彦根市文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づく市指定文化財については、第 12 条第 1 項の規定に基づく現状変更などの事前協議を行い、同条例第 13 条に基づく修理の届出を行った場合。
- ③ 文化財保護法第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財については、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。
- ④ 景観法第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物については、同法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合。
- ⑤ その他、市長が必要と認めて行う場合。